

## 特定健康診査受診率向上事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 趣旨・目的

特定健康診査の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで特定健康診査受診率の向上を図る。

### 2 公募の概要

公募概要は、次のとおり。

- (1) 委託業務名 特定健康診査受診率向上事業業務委託
- (2) 見積限度額 7,880 千円（税抜）
- (3) 業務内容 別紙1「仕様書（案）」のとおり。
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者だけが応募できるものとする。

- (1) 機械学習の機能がある人工知能を用いたデータ分析ができること。
- (2) 特定健康診査対象者の特定健康診査受診の予測値をもとに特定健康診査対象者の優先順位のリスト化が可能なこと。
- (3) 通知物について、受診勧奨に効果的な資材を有する等、受診率向上に効果的な実績・ノウハウを有すること。
- (4) 本業務による受診率の変化などについて、委託期間中の最新データに基づいて効果検証を実施し、その結果を50ページ以上の報告書として作成し、報告すること。
- (5) 人口規模が西東京市（以下「本市」とする。）と同等規模以上の自治体（特定健康診査対象者数25,000名程度）において、本業務と同様の業務を受注していること。ただし、新型コロナウイルスの影響がある令和3年度の実績は含めないものとする。
- (6) 自社に研究者（公衆衛生修士・博士）及び人工知能での分析を行う者が在籍し、それらを含む体制図を本市に提示するものとする。
- (7) 個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001規格に基づくプライバシーマークを取得していること。また、情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001の認証を受けていること。加えて、利用するシステムにおいてクラウド環境を使用している場合はISO/IEC27017の認証を受けていることが望ましい。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (9) 本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (10) 「西東京市契約における暴力団排除措置要綱（平成26年4月1日施行）」による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。自社もしくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと（契約候補者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）。

### 4 公募から契約履行までの日程（予定）

- (1) 募集案内、仕様書（案）の配布（本市ホームページに掲載）  
令和8年4月1日（水）から
- (2) 参加申込み及び質問受付期間  
令和8年4月1日（水）から4月10日（金）午前10時まで
- (3) 質問回答日（参加申込みのあった全事業者に対し、電子メールで回答する）  
令和8年4月15日（水）
- (4) 企画提案書等の提出

- 令和8年4月22日(水)午後3時まで
- (5) 第1次選考(書類審査)実施日(選考後、結果通知を送付する)  
令和8年4月28日(火)
  - (6) 第2次選考(プレゼンテーション)実施日  
令和8年5月14日(木)
  - (7) 選定結果通知日  
令和8年5月21日(木)
  - (8) 契約締結  
令和8年5月29日(金)

## 5 募集における応募、審査等の手順

- (1) 募集案内、仕様書(案)の配布  
仕様書等関係書類及び様式は、本市ホームページから入手すること。
- (2) 参加申込み及び質問受付期間  
本業務に応募しようとする応募者は、本要領、仕様書(案)に記載している内容に対する質問を行うことができる。
  - ア 受付期間  
令和8年4月1日(水)から4月10日(金)午前10時まで
  - イ 参加申込み  
参加希望者は、次のとおり提出すること。  
プロポーザル参加申込書(様式1) 1部
  - ウ 質問の受付  
質問がある場合は、次のとおり提出すること。  
質問書(様式2) 1部
  - エ 提出方法  
「7 問合せ先」の電子メールにより提出すること。  
メールタイトルを「特定健康診査受診率向上事業業務委託 参加申込み及び質問書(会社名)」とし、送付後「7 問合せ先」へ電話で受信の確認を行うこと。
- (3) 質問の回答
  - ア 回答日  
令和8年4月15日(水)
  - イ 回答方法  
質問があった場合には、参加申込みのあった全事業者に対し、電子メールで回答する。
- (4) 企画提案書等の提出
  - ア 提出書類
    - ① 紙(用紙サイズA4判、11部)及びデータ(DVD-R等1式)で提出すること。
      - a 企画提案書(表紙を除き両面印刷20頁以内)
      - b 会社案内及び会社概要(様式任意)
      - c 体制がわかる資料(様式任意)
      - d 実績調書(様式3)  
「3 参加資格(5)」で示した実績を記載すること。また、受診率等を記載すること。
      - e 見積書(積算内訳書を含む。)(1部で可)
      - f 誓約書(様式4)(1部で可)
    - ② 企画提案書等の作成について  
企画提案書等の作成については本実施要領に基づいて作成すること。企画提案項目は以下のとおり。  
なお、西東京市の特定健康診査対象者数は23,941人(令和6年度法定報告)程度とし、対象者数に対して効果のある通知枚数、通知回数を提案すること。
      - a 対象者の選定及びグループ分け  
特定健康診査の受診率を向上させるため、対象受診者の効果的な分類方法を提案すること。また、その理由を示すこと。

- b 属性に応じた通知の内容  
分類した対象者それぞれに対する勧奨の内容等、ポイントや手法が分かる提案をすること。
  - c 受診率向上のための工夫  
上記bに関連して、最適な通知の作成や行動変容を起こす手法等、受診率向上のための工夫を示すこと。
  - d 継続的な受診率向上のための工夫  
継続的な受診率向上のための工夫を示すこと。
  - e 受診結果の効果検証  
勧奨による結果の検証方法・内容を示すこと。
  - f スケジュールの提示  
無理のない実現可能なスケジュールで示すこと。
  - g 個人情報の管理  
個人情報保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、従事者の教育等情報漏えいの防止対策を示すこと。
  - h 業務の実施体制  
提案内容を確実に実行できる体制で示すこと。
  - i 実績  
類似の受診勧奨業務における実績を示すこと。
  - j 価格  
積算内訳書を示すこと。
- イ 提出期限  
令和8年4月22日（水）午後3時まで
- ウ 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便に限る）  
郵送の場合、提出期限必着
- エ 提出場所  
下記「7 問合せ先」
- (5) 第1次選考（書類審査）実施  
令和8年4月28日（火）  
選定委員会（当市職員にて構成）において、提出された企画提案書等について採点を行い、点数の高い上位3事業者を第2次選考対象者として選定する。選定後、結果通知を送付する。
- (6) 第2次選考（プレゼンテーション）実施  
令和8年5月14日（木）  
西東京市役所 田無庁舎 会議室（予定）  
説明20分以内、質疑15分以内。開始時間等の詳細は、第1次選考の結果と共に通知する。  
プレゼンテーションを行う事業者の説明員は、本業務を受注した場合の主任担当者（主に本業務を担当する方）とする。なお、参加者は3名以内とする。説明の際、プロジェクターやスクリーン等の機材は使用可能とするが、参加者で用意すること。  
企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、総合的な評価による選考を行う。選考基準については、総合加点方式で行う。  
第1次選考及び第2次選考の合計点が最も高い提案者を選定委員会において契約候補者とし、随意契約の交渉を行う。  
なお、複数の提案者において、第1次選考及び第2次選考の合計点が同点の場合は、選定委員会にて協議し、契約候補者を選定する。なお、選定の結果についての意見は受け付けないものとする。  
また、第1次選考及び第2次選考の点数が満点の6割に満たない場合は、選外とする。
- (7) 参加辞退  
参加意向申出書等の提出後に参加手続きを辞退する場合は、辞退届（様式5）を下記「7 問合せ先」までに持参又は郵送にて提出すること。なお、事前に「7 問合せ先」へ電話で連絡をすること。
- (8) 契約  
契約候補者と業務委託に関する詳細協議のうえ、予定価格以内で、随意契約を行うものとする。

る。なお、協議が整わず契約見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。  
また、履行に不備等が無い場合、令和10年度までの契約を検討する。

## 6 留意事項

- (1) プレゼンテーション費用  
応募書類等の提出、プレゼンテーションの出席その他応募に関する経費については、全て応募者の負担とする。
- (2) プレゼンテーション日時の決定  
プレゼンテーション開催日時などの詳細は、参加資格の確認結果や第1次選考の結果を踏まえ、別途連絡するものとする。
- (3) 書類の返却  
提出された応募書類は返却しない。
- (4) 失格事項  
以下は失格となる。
  - ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - ・ 提出された見積額が、予算額を超過している場合
  - ・ 提出書類に不足があった場合
  - ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合
  - ・ 著しく信義に反する行為を起こした場合
  - ・ 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
  - ・ 公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
  - ・ その他、不適切な行為を行った場合等
- (5) 結果の公表  
プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。
- (6) 資料の公表  
プロポーザルに関する一連の資料は、「西東京市情報公開条例」等に基づく情報公開の対象となる。この場合において、公開・非公開の判断は本市が行うものとする。特許技術等、公表を控えることが好ましいものがある場合は、事前に申し出ること。なお、この場合においても、最終的な公表の判断は本市が行う。
- (7) 提案書の著作権  
提案書の著作権は、それぞれの製作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。
- (8) 委託業務の担当者  
今後想定される一連の委託業務に際しては、提案書中に記載された担当者について変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (9) 採用となった場合、企画提案書等の内容を踏まえ、本市と協議のうえ、仕様書を確定する。

## 7 問合せ先

担当：西東京市市民部保険年金課 昆野、吉岡、鈴木

住所：〒188-8666

東京都西東京市南町五丁目6番13号 田無庁舎2階

電話：042-460-9821

Mail：hokennenkin@city.nishitokyo.lg.jp